

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

各地方機関の長

各附属機関の長

各方面本部長

警察庁丙暴暴一発第16号

平成12年12月21日

警察庁暴力団対策部長

指定暴力団等の指定等に係る確認の基準及び標準処理期間の策定について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の成立により、地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され、同法に第250条の2及び第250条の3が追加された。

これにより、国の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出（以下「申請等」という。）があった場合において、許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上の特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならないこととされたほか、当該申請等が当該国の行政機関の事務所に到着してから当該申請等に係る許認可等をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならないこととされたところである。

これに伴い、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）に基づき都道府県公安委員会が国家公安委員会の確認を求めるとされている事務について、別添1のとおり指定暴力団等（指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。以下同じ。）の指定等（指定又は指定の取消しをいう。以下同じ。）に係る確認の基準を定めるとともに、別添2のとおり指定暴力団等の指定等に係る確認の標準処理期間を定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添 1

第 1 指定暴力団等の指定に係る確認の基準について

1 法令名及び根拠条項

暴力団対策法第 6 条第 1 項

2 確認基準

指定暴力団等の指定に当たっては、指定に係る暴力団が、全体について一体性があり、一個の団体と認められる場合には、当該暴力団が暴力団対策法第 3 条各号のいずれにも該当するか否かを判断するものとし、国家公安委員会における確認は(1)の基準によることとする。

また、指定に係る暴力団が、一体性を有せず、当該団体を構成する暴力団が連合的な集まりにすぎないときは、その連合体について暴力団対策法第 4 条各号のいずれにも該当するか否かを判断するものとし、国家公安委員会における確認は(2)の基準によることとする。

(1) 指定暴力団の指定に係る確認基準

ア 暴力団対策法第 3 条第 1 号関係

名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力団の暴力団員が当該暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成又は事業の遂行のための資金を得ることができるようにするため、当該暴力団の威力をその暴力団員に利用させ、又は当該暴力団の威力をその暴力団員が利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められることであり、おおむね以下の要件が具備されていること。

(ア) 当該暴力団に暴力団の威力が存在すること。

(イ) 当該暴力団に(ア)の威力の維持、増大活動の状況が認められること。

(ウ) 当該暴力団の暴力団員による(ア)の威力を利用した違法、不当な資金獲得活動の実態があり、当該暴力団がこれを容認することを実質上の目的とするものと認められること。

イ 暴力団対策法第 3 条第 2 号関係

基準日（暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「施行規則」という。）第 3 条に

規定する基準日をいう。)における当該暴力団の幹部(施行規則第2条各号のいずれかに該当する者をいう。)である暴力団員又は全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者(暴力団対策法第3条第2号イからへのいずれかに該当する者をいう。)の人数の比率が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令(平成3年政令第335号)第1条に定める比率以上であること。

ウ 暴力団対策法第3条第3号関係

当該暴力団が代表者等(当該暴力団を代表する者又は運営を支配する地位にある者をいう。以下同じ。)の統制の下に階層的に構成されている団体であることであり、おおむね以下の要件が具備されていること。

(ア) 当該暴力団が擬制的血縁関係の連鎖等により重層的な組織を構成していること。

(イ) (ア)の擬制的血縁関係の連鎖等により構成された階層における上位組織若しくは上位者から下位組織若しくは下位者に対して、上意下達の関係が認められること。

(2) 指定暴力団連合の指定に係る確認基準

ア 暴力団対策法第4条第1号関係

次のいずれかに該当する暴力団であること。

(ア) 当該暴力団を構成する暴力団の全部又は大部分(おおむね3分の2以上をいう。以下同じ。)が指定暴力団であること。

(イ) 当該暴力団の暴力団員の全部又は大部分が指定暴力団の代表者等であること。

(ウ) 当該暴力団を構成する暴力団の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくは(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する暴力団であり、又は当該暴力団の暴力団員の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくは(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する暴力団の代表者等であること。

イ 暴力団対策法第4条第2号関係

名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力団を構成する暴力団若しくは当該暴力団の暴力団員が代表者等となっている暴力団の相互扶助を図り、又はこれらの暴力団の暴力団員の活動を支援することを実質上の目

的とするものと認められること。

第2 指定暴力団等の指定の取消しに係る確認の基準について

1 法令名及び根拠条項

暴力団対策法第8条第4項

2 確認基準

(1) 次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 指定暴力団等が、解散その他の事由により消滅したとき。

イ 指定暴力団等が、暴力団対策法第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当しなくなったと明らかに認められるとき。

別添 2

第 1 指定暴力団等の指定に係る確認の標準処理期間について

1 法令名及び根拠条項

暴力団対策法第 6 条第 1 項

2 確認の標準処理期間

確認請求書を受理した日から 3 か月とする。

第 2 指定暴力団等の指定の取消しに係る確認の標準処理期間について

1 法令名及び根拠条項

暴力団対策法第 8 条第 4 項

2 確認の標準処理期間

確認請求書を受理した日から 1 か月とする。